

秩父別町農業委員会総会議事録（第11回）

開催年月日	令和元年12月26日		
開催場所	秩父別町役場農業委員会室		
開催時刻	15時00分		
出席委員	1番 吉田光博 君 2番 塩谷雅則 君 3番 高橋裕治 君 4番 植田孝典 君 5番 河瀬 晋 君	6番 片岡洋一 君 7番 中村純一 君 8番 梶澤雄大 君 9番 高松 隆 君 10番 佐崎雅俊 君	11番 多田由紀博 君 12番 川上徳嗣 君
欠席委員			
説明のため出席した者			
職務のため出席した者	事務局長 竹内 剛 主 査 藤澤 詩織		
議事日程	1 議事録署名委員の指名 2 諸般の報告 農業委員会業務報告 3 議案第41号 農地の賃貸借の解約について 4 議案第42号 農地の使用貸借の解約について 5 議案第43号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 6 議案第44号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 7 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）について 8 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請（賃借権設定）について 9 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権設定）について 10 議案第48号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について		

竹内局長	<p>ただいまより令和元年第 11 回農業委員会総会を開催します。 (15 : 00 開会)</p>
川上会長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進めます。 日程 1 秩父別町農業委員会会議規則 13 条第 2 項の規定により議事録署名委員の指名をいたします。11 番多田委員、1 番吉田委員を指名いたします。 日程 2 諸般の報告、1 農業委員会業務報告につきましては議案の中で報告されておりますのでお目通しを願います。 続きまして、日程第 3 議案第 41 号 農地の賃貸借の解約についてを議題とします。 事務局長の説明を求めます。</p>
竹内局長	<p>議案書 3 ページをご覧ください。 議案第 41 号 農地の賃貸借の解約について 農地法第 18 条第 6 項の規定により、次のとおり農地の賃貸借の合意による解約の通知があったので、その適否につき審議する。 本日付け会長からの提案です。</p> <p>番号 13 字秩父別 2065-17 2065-25 公簿現況ともに田 地積 13,440 m² 貸主の都合によるもので、後ほど所有権移転議案に出てきます。</p> <p>番号 14 字滝の上 14-3 14-4 14-5 公簿現況ともに田 地積 17,211 m² 借主の都合によるもので、後ほど利用権設定議案に出てきます。</p> <p>番号 15 字秩父別 2076-24 2076-25 公簿現況ともに田 地積 7,152 m² 借主の都合によるもので、後ほど利用権設定議案に出てきます。</p> <p>番号 16 字秩父別 2076-17 2076-18 公簿現況ともに田 地積 10,633 m² 借主の都合によるもので、後ほど利用権設定議案に出てきます。</p> <p>以上説明といたします。 ご審議いただき決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 41 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 41 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 4 議案第 42 号 農地の使用貸借の解約についてを議</p>

	<p>題とします。</p> <p>事務局長の説明を求めます。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 42 号 農地の使用貸借の解約について</p> <p>農地法第 18 条第 6 項の規定により、次のとおり農地の使用貸借の合意による解約の通知があったので、その適否につき審議する。</p> <p>本日付け会長からの提案です。</p> <p>番号 1 字秩父別 2075-24 2075-25 2075-26 2076-7 2076-8 2076-14 2076-15 2076-26 2076-27 2076-34 2076-35 2076-36 2076-37 2076-38 2076-39 2076-49 2076-50 2076-51 2076-54 2095-1 2095-2 字滝の上 8-1 8-2</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>字滝の上 11-1 12-2 12-3 12-4 13-1 13-2 13-3 15-2 15-3 15-4 15-5 15-6 15-7 31-3 31-4 以上 公簿現況ともに田 地積 290,823 m²、字秩父別 2095-3、字南山 4235-5 以上 公簿現況ともに畑 地積 41,994 m² 貸主の都合によるもので、後ほど使用貸借権設定議案に出てきます。</p> <p>番号 2 字秩父別 2071-13 2071-14 2071-22 2071-42 2071-53 2071-54 2092-19 2092-76 2092-77 2092-79 2094-9 2097-1 以上 現況田 地積 88,284 m²、字秩父別 2092-20 公簿現況ともに畑 地積 1,255 m² 借主の都合によるもので、後ほど利用権設定議案に出てきます。</p> <p>以上説明といたします。</p> <p>ご審議いただき決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 42 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 42 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 43 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。</p> <p>事務局長の説明を求めます。</p>
竹内局長	<p>議案書 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 43 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、秩父別町から決定を</p>

求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

本日付け会長からの提案でございます。

番号 26 字秩父別 2054-7 2054-8 2054-9 2054-15 2054-33 以上、公簿現況ともに田 地積 24,278 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 27 字秩父別 2041-36 公簿現況ともに田 地積 25,501 m²で、移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 28 字秩父別 2040-4 2040-5 2040-6 以上、公簿現況ともに田 地積 31,259 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 29 字秩父別 2055-35 公簿現況ともに田 地積 7,170 m²で、移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

議案書 7 ページをご覧ください。

番号 30 字秩父別 2065-17 2065-25 以上、公簿現況ともに田 地積 13,440 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 31 字秩父別 2035-11 2035-12 2035-80 以上、公簿現況ともに田 地積 29,594 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 32 字秩父別 2095-5 2095-8 2095-9 2095-10 2095-11 2095-12 2095-14 2095-26 2095-53 2095-54 2095-111 2095-121 2095-122 2095-127 2097-8 2097-9 以上、公簿現況ともに田 地籍 83,537.93 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

公社案件であります。

番号 33 字秩父別 2041-9 2041-10 2057-83 2057-84 2058-4 2058-5 以上、公簿現況ともに田 地籍 89,184 m²で、移転を受ける者は、協議会で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

公社案件であります。

川上会長	<p>以上説明といたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 43 号原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 43 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 44 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) についてを議題とします。 事務局長の説明を求めます。</p>
竹内局長	<p>議案書 811 ページをご覧ください。 議案第 44 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、秩父別町から決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。 本日付け会長からの提案でございます。 番号 25 字秩父別 2073-6 2073-9 2073-10 以上 公簿現況ともに田 地積 45,990 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 番号 26 字秩父別 2068-55 公簿現況ともに田 地積 11,055 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上説明といたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 25、番号 26 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 44 号番号 25、番号 26 は、原案どおり決定いたします。 次の案件については、中村委員が当時者ですので退席いただきます。</p>
竹内局長	<p>番号 27 字中山 109-150 の一部 109-151 の一部 109-227 の一部 109-589 字南山 112-29 の一部 現況 田 地積 25,356 m²、字中山 109-1093 字南山 112-8 公簿現況ともに畑 地積 2,689 m²で、移転を受ける者は、前段で説明のとおり、また別添調査資料書のとおり全ての要件を満たし</p>

川上会長	<p>ているものと考えられます。 以上説明といたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 27 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 44 号番号 27 は、原案どおり決定いたします。 中村委員自席に戻ります。 次の案件については、吉田委員が当時者ですので退席いただきます。</p>
竹内局長	<p>番号 28 字秩父別 2021-9 2021-10 以上 公簿現況ともに田 地積 8,221 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 以上説明といたします。 ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 28 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 44 号番号 28 は、原案どおり決定いたします。 吉田委員自席に戻ります。</p>
竹内局長	<p>議案書 9 ページをご覧ください。</p> <p>番号 29 字秩父別 2101-50 2101-51 2101-71 2101-72 2102-42 以上 公簿現況ともに田 地積 24,547 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。</p> <p>番号 30 字秩父別 2089-25 2089-26 2089-29 2089-30 2089-87 2089-114 2089-115 以上 公簿現況ともに田 地積 21,859 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。 賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。</p> <p>番号 31 字秩父別 2088-1 2088-2 以上 公簿現況ともに田 地積 10,999 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全て</p>

の要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 32 字秩父別 2029-13 2029-14 2029-15 2029-24 2029-59
2029-60 2029-62 2029-63 以上 公簿現況ともに田 地積 35,645 m²で、設定
を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満
たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 33 字秩父別 2029-16 2065-5 2065-19 以上 公簿現況ともに田 地
積 29,378 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書
のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

議案書 10 ページをご覧ください。

番号 34 字秩父別 2098-43 2098-44 2098-45 以上 公簿現況ともに田
地積 36,357 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書
のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 35 字秩父別 2063-18 2063-19 2063-21 以上 公簿現況ともに田
地積 12,840 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書
のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 36 字秩父別 2089-31 公簿現況ともに田 地積 12,924 m²で、設定を
受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満
たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 37 字秩父別 2056-4 2056-5 以上 公簿現況ともに田 地積 14,257
m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全
ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 38 字秩父別 2079-9 2079-10 以上 公簿現況ともに田 地積 14,192
m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全
ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 39 字秩父別 2080-42 2080-43 以上 公簿現況ともに田 地積 22,743 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

番号 40 字秩父別 2090-20 2090-22 以上 公簿現況ともに田 地積 25,769 m²、字秩父別 2090-18 公簿現況ともに畑 地積 97 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

議案書 11 ページをご覧ください。

番号 41 字南山 112-47 112-50 112-103 112-104 以上 公簿現況ともに田 地積 5,219 m²、字南山 112-91 公簿現況ともに畑 地積 55 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

以上説明といたします。

ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。

川上会長

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 29、番号 30、番号 31、番号 32、番号 33、番号 34、番号 35、番号 36、番号 37、番号 38、番号 39、番号 40、番号 41 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 44 号番号 29、番号 30、番号 31、番号 32、番号 33、番号 34、番号 35、番号 36、番号 37、番号 38、番号 39、番号 40、番号 41 は、原案どおり決定いたします。

次の案件については、佐崎委員が当時者ですので退席いただきます。

竹内局長

番号 42 字秩父別 2008-11 2008-13 2008-14 2008-77 2008-78 2009-22 2009-23 2009-58 2009-73 2009-74 2009-75 以上 公簿現況ともに田 地積 32,205 m²、字秩父別 2009-21 公簿現況ともに畑 地積 651 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。

川上会長	<p>番号 43 字秩父別 2008-26 の一部 公簿現況ともに田 地積 12,355 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。</p> <p>以上説明といたします。</p> <p>ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 42、番号 43 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 44 号番号 42、番号 43 は、原案どおり決定いたします。</p> <p>佐崎委員自席に戻ります。</p>
竹内局長	<p>番号 44 字秩父別 2008-26 の一部 公簿現況ともに田 地積 9,081 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>賃貸借期間満了に伴う更新案件であります。</p> <p>議案書 12 ページをご覧ください。</p> <p>番号 45 字滝の上 14-3 14-4 14-5 以上 公簿現況ともに田 地積 17,211 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>番号 46 字秩父別 2076-24 2076-25 以上 公簿現況ともに田 地積 7,512 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>番号 47 字秩父別 2076-17 2076-18 以上 公簿現況ともに田 地積 10,633 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上説明といたします。</p> <p>ご審議のうえ決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 44 号番号 44、番号 45、番号 46、番号 47 は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異</p>

竹内局長	<p>議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 44 号番号 44、番号 45、番号 46、番号 47 は、原案どおり決定いたします。</p> <p>次の案件については、吉田委員が当時者ですので退席いただきます。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請(所有権移転) についてを議題とします。</p> <p>事務局長の説明を求めます。</p> <p>議案書 13 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (所有権移転) について 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請があったのでその可否につき審議する。</p> <p>本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 8 字秩父別 5991 5992 以上 公募現況ともに田 地積 331 m²で、移転を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上説明といたします。</p> <p>ご審議いただき決定いただきますようお願いいたします。</p>
川上会長	<p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)</p> <p>質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 45 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)</p> <p>賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)</p> <p>議案第 45 号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>吉田委員自席に戻ります。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請(賃借権設定) についてを議題とします。</p> <p>事務局長の説明を求めます。</p>
竹内局長	<p>議案書 14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (賃借権設定) について 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の賃借権設定につき、次のとおり許可申請があったのでその可否につき審議する。</p> <p>本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>番号 2 字秩父別 2071-13 2071-14 2071-22 2071-42 2071-53 2071-54 2092-19 2092-76 2092-77 2092-79 2094-9 2097-1 以上 現況 田 地積 88,284 m²、字秩父別 2092-20 公簿現況ともに畑 地籍 1,255 m²で、</p>

設定を受ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

番号 3 字秩父別 2071-20 2071-40 2071-41 2071-43 2071-44
2071-45 2071-47 2072-16 2072-17 2072-18 2072-21

議案書 15 ページをご覧ください。

2072-22 2072-57 2091-27 2091-27 2091-47 2091-90 2093-15
2094-12 2094-13 2094-41 2094-42 2094-63 2096-28 2096-125 以上
公簿現況ともに田 地積 128,836 m²で、設定を受ける者は、協議会での説明、
及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たしているものと考えられます。

以上説明といたします。

ご審議いただき決定いただきますようお願いいたします。

川上会長

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 46 号は原案どおり
決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 46 号は、原案どおり決定いたします。

続きまして、日程第 9 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
(使用貸借権設定) についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

竹内局長

議案書 16 ページをご覧ください。

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (使用貸借権設定) につ
いて

農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の使用貸借権設定につき、次のとおり
許可申請があったのでその可否につき審議する。

本日付け会長からの提案でございます。

番号 10 字秩父別 2075-24 2075-25 2075-26 2076-7 2076-8 2076-14
2076-15 2076-26 2076-27 2076-34 2076-35 2076-36 2076-37
2076-38 2076-39 2076-49 2076-50 2076-51 2076-54 2095-1 2095-2
字滝の上 8-1 8-2 11-1 12-2 12-3 12-4

議案書 17 ページをご覧ください。

字滝の上 13-1 13-2 13-3 15-2 15-3 15-4 15-5 15-6 15-7
31-3 31-4 48-3 以上 公簿現況ともに田 地積 291,006 m²、字秩父別
2095-3、字南山 4235-5 以上 公簿現況ともに畑 地積 41,994 m²で、設定を受
ける者は、協議会での説明、及び別添調査資料書のとおり全ての要件を満たし
ているものと考えられます。

川上会長	<p>以上説明いたします。 ご審議いただき決定いただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声) 質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 47 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声) 賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する) 議案第 47 号は、原案どおり決定いたします。 続きまして、日程第 10 議案第 48 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。 事務局長の説明を求めます。</p>
竹内局長	<p>議案書 18 ページをご覧ください。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、別紙のとおり決議する。 本日付け会長からの提案でございます。</p> <p>本案件は、本年 10 月以降に連続して発生いたしました農業委員の不祥事を受け、全国農業会議所が開催いたしました令和元年度全国農業委員会会長代表者会議において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が議決され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、本町農業委員会においても綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため本議案の決議を求めるものであります。</p> <p>議案書 19 ページをご覧ください。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修

等を実施すること。

以上説明といたします。

ご審議いただき決議いただきますようお願いいたします。

川上会長

皆さんからの質問・意見を伺います。(委員からなしの声)

質問・意見がないようですので、お諮りします。議案第 48 号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。(委員から異議なしの声)

賛成の方は、挙手願います。(全委員 挙手する)

議案第 47 号は、全会一致で原案どおり決議したことに決定いたします。

以上をもちまして、令和元年第 11 回農業委員会総会の全日程を終了いたします。

(16 : 35 閉会)

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

議 長 川 上 徳 嗣

11 番 多 田 由紀博

1 番 吉 田 光 博